

資料 2

色金山歴史公園の管理運営に関する規則

色金山歴史公園の管理運営に関する規則（平成 8 年長久手町教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用許可の手続)</p> <p>第 3 条 施設を利用しようとする者は、色金山歴史公園施設利用許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）をあらかじめ_____教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めたときはこの限りでない。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 申請書の受理は、施設を利用しようとする<u>2</u>か月前からとする。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第 5 条 条例第 6 項第 3 項の規定により使用料を減免することができる場合は、市長が別に定める。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>(権利の譲渡及び転貸の禁止)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>(利用者の守るべき事項)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第 9 条 (略)</p>	<p>(利用許可の手続)</p> <p>第 3 条 施設を利用しようとする者は、色金山歴史公園施設利用許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を利用日の少なくとも<u>1 週間前</u>に教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めたときはこの限りでない。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 申請書の受理は、施設を利用しようとする<u>2</u>月前からとする。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>(権利の譲渡及び転貸の禁止)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>(利用者の守るべき事項)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第 8 条 (略)</p>

(原状回復義務) 第10条 (略)	(原状回復義務) 第9条 (略)
(事故等の責任) 第11条 (略)	(事故等の責任) 第10条 (略)
(損害賠償) 第12条 (略)	(損害賠償) 第11条 (略)
(雑則) 第13条 (略)	(雑則) 第12条 (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。